

通学路等における児童等の安全確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例（平成19年3月県条例第25号）第16条の規定に基づき、児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全確保（犯罪による被害に遭わないようにすることをいう。以下同じ。）のために必要な方策を示すことにより、児童等の安全確保を図ることを目的とする。なお、通学、通園等を伴わない及び保育所等保護者が送迎を行う児童福祉施設等は、当該指針の対象から除く。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く）、同法第82条の2に規定する専修学校の高等課程及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）の管理者、児童等の保護者、通学路等の管理者及び地域住民並びに警察署長に対して、通学路等における児童等の安全確保のための具体的な方策等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制するものではない。
- (2) この指針は、関係法令、通学路等の整備状況、地域の実情等に配慮し、適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 防犯の基本原則

通学路等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、通学路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

1 見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しを確保することにより、犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。

2 周辺居住者の共同意識の向上、（領域性の強化）

周辺居住者が「我々のまち」であるという強い意識を持つことにより帰属意識を高め、地域コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動が活発に行われることにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

3 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

緊急避難場所の確保や防犯設備の整備拡充等により犯罪企図者の接近を制御し、犯行の機会を減少させる。

第3 具体的方策等

1 通学路等における安全な環境の整備基準

通学路等における児童等の安全確保のため、次の基準により整備が図られるよう努めるものとする。

(1) 通学路等の設定

交通安全の観点を含め、連れ去りや誘拐等に対する防犯の観点から、可能な限りの安全な通学路の設定及びその利用の徹底

(2) 照明設備

照明設備の適切な配置による夜間における人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）の確保

(3) 見通しの確保

ア 住宅、道路等周囲からの見通しの確保

- イ 死角となる物件又は箇所がある場合の死角を解消するためのミラー等の整備
 - ウ 死角をつくらない植栽等の配置、剪定等による見通しの確保
 - エ 降雪期における見通しの確保に配慮した除排雪
 - オ 公園、広場等における見通しの確保に配慮した遊具等の配置等
- (4) 子ども 110 番連絡所の整備
通学路等の周辺への「子ども 110 番連絡所」(注3)等緊急避難場所の設置
- (5) 防犯設備の整備
地下道等の児童等の安全確保上特に注意を払うべき箇所への防犯ベル等の通報装置の設置
- 2 学校等の体制整備等
学校等の管理者は、児童等の安全確保のため、次のような取組の実施に努めるものとする。
- (1) 教職員等による登下校時の通学路等の巡回
- (2) 危険な状況の発生に関する情報がある場合のマニュアル等の策定
- ア 警察等への通報及びパトロールの要請
 - イ 情報内容に応じた集団登下校の実施等登下校方法の決定
 - ウ 保護者に対する連絡体制の確立
 - エ 注意喚起文書等の配布や掲示等、速やかな周知体制の整備
 - オ 近隣の学校及び児童福祉施設間における情報共有体制の整備
- (3) 防犯ブザーの児童等への携帯促進
- (4) 登下校時の校門での観察、指導
- (5) 保護者との緊密な連絡体制の確立
- ア 児童等が不審者に遭遇した場合や児童等の未帰宅事案が発生した場合の速やかな 110 番通報及び学校等への連絡
 - イ 防犯ブザー等の携帯促進要請
 - ウ 学校安全ボランティア(注4)への参加要請
- 3 児童等の安全確保に係る教育の充実
児童等が犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測し、回避できる能力を育成するため、学級活動、学校行事等の機会を利用して次のような取組の実施に努めるものとする。
- (1) 児童等による「安全マップ」等の作成
- ア 人家や人通りが少ない通学路等や空き家等の危険箇所
 - イ 暗く人目に付きにくい地下道等安全上注意を払うべき場所
 - ウ 警察施設や「子ども 110 番連絡所」(注3)等緊急避難場所
 - エ 公園、広場等
- (2) 集団下校等を利用した「安全マップ」等に基づいた児童等への指導
- (3) 「子ども 110 番連絡所」(注3)等緊急避難場所への駆け込み訓練や不審者対応訓練
- (4) 防犯ブザー等の常時携帯及び操作方法の指導
- (5) 家庭における安全確保のための教育の実施要請等
- 4 地域との連携による安全確保
学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、次により通学路等の安全確保に努めるものとする。
- (1) 登下校時の見守り活動やパトロールの実施及びこれらの活動への積極的な参加
- (2) 不審者情報の共有化等
- ア 通学路等における不審者による声かけ、児童等の未帰宅等の事案に関する情報の警

察等への速やかな通報

イ 通学路等における情報共有化のため連絡体制や、これらの情報に応じた緊急時のパトロールの実施等の迅速な対応を講ずるためのシステムの整備

(3) 安全点検・パトロール活動の実施

通学路等における犯罪を防止するための、定期及び臨時の安全点検やパトロールの実施

(4) 学校安全ボランティア等を対象とした防犯に関する研修会の開催

(5) 関係者の協力要請

通学路等において、犯罪を防止する上で特に配慮すべき事項や危険箇所を把握した場合における、その管理者等に対する改善要望及び通学路等の安全性を向上させるための関係者への協力要請

(6) 安全情報の周知

通学路等における危険箇所、地下道等の特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、「子ども 110 番連絡所」（注3）等所在を記載した安全マップの作成・配布等、児童等の安全確保に関する情報の周知及び注意喚起を図るための取組

(注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）が概ね3ルクス以上）をいう。

(注3) 「子ども 110 番連絡所」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者・民家等が子どもの緊急避難先として避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行う。

(注4) 「学校安全ボランティア」とは、校区内の学校と連携し、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区内の巡回などをするボランティア組織をいう。